

小規模企業共済

事業の概要

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業を辞めたり、退職した場合に備えて資金を準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。

内 容

【加入できる方及び毎月の掛け金】

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は5人以下)の個人事業主及び会社、企業組合、協業組合、農事組合法人等の役員の方々が加入できます。なお、毎月の掛け金は1,000円から7万円(500円単位)の間で自由に選ぶことができます。

【共済金の受け取り】

共済金は廃業時・退職等時に受け取れます。満期はありません。

【共済金の貸付及び貸付条件】

納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます(担保・保証人不要)

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話:050-5541-7171

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/index.html>